# 「グリーンボンドガイドライン(仮称)」に係る第三者委員会 設置要綱 (案)

## 1 委員会の設置目的

環境省では、平成28年度末に「グリーンボンドガイドライン」(仮称。以下「ガ イドライン」という。)を策定することを予定している。ガイドラインは、グリー ンボンドの市場関係者の実務担当者が参考とし得る具体的対応の例や我が国の特 性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確 保と、発行体のコストや事務的負担の削減の両立につなげ、もって我が国における グリーンボンドの普及を図るものである。

ガイドラインは、法的拘束力を持たないものの、市場において一定程度の影響力 を有することも想定されることから、そのとりまとめに向けた議論においては透明 性が確保される必要がある。

このため、ガイドラインの内容と直接的な利害関係のない立場の知見者から、第 三者的な目線で、ガイドラインの内容等の検証をすることを目的として、「『グリー ンボンドガイドライン (仮称)』に係る第三者委員会」(以下「委員会」という。) を設置する。

## 2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委 員 日本サステナブル投資フォーラム 最高顧問 サステナビリティ日本フォーラム 代表理事 後藤 敏彦

委員 国連環境計画金融イニシアティブ 特別顧問 末吉 竹二郎

委 員 東京大学 名誉教授

(一財) 持続性推進機構 理事長

安井 至

# 3 委員会の設置期間

委員会の設置は、平成29年3月31日までとする。

#### 4 委員会の事務局

委員会の円滑な運営を支援するため、環境省総合環境政策局環境経済課に事務局 を置くものとする。

## 5 会議及び議事要旨の公開等

- (1) 会議は、非公開とする。
- (2) 会議の資料及び議事要旨は、環境省ホームページへ掲載することにより公開 するものとする。
- (3) 会議の議事要旨は、事務局が会議出席委員の了承を得て調製するものとする。

# 6 その他

上記に規定するもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、全委員の了承を得て定めるものとする。